

2024年（令和6年）第6回総会議事録

- 1 告示年月日 2024年（令和6年）5月16日（木）
- 2 通知年月日 2024年（令和6年）5月16日（木）
- 3 開催年月日 2024年（令和6年）5月31日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 令和5年度最適化活動の点検・評価（案）について
- 議案第6号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 議案第7号 福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について

6 報告事項

- （1）農地法等に関わる専決処分・届出等について

7 出席委員

- | | | | |
|-----------|------------|------------|------------|
| 1 番 佐藤 眞子 | 2 番 土屋 智樹 | 3 番 沖 賢二 | 4 番 野田 幸男 |
| 5 番 寶諸 孝也 | 6 番 佐藤 泰造 | 7 番 小林 輝仁 | 8 番 石井 洋子 |
| 9 番 岡本 卓也 | 10 番 安原 理雄 | 11 番 能宗 秀典 | 12 番 下江 京子 |
| 13 番 山本 明 | 14 番 須藤 薫雄 | 15 番 谷本 耕造 | |

8 欠席委員

9 その他の出席者

0名

10 事務局出席職員等

- | | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 事務局 長 | 林 茂晃 | 事務局 次長 | 杉原 信広 |
| 事務局 | 藤岡 貴世 | 松永出張所 | 花田 宏 |
| 北部出張所 | 藤井 勝俊 | 沼隈出張所長 | 須野田 康行 |
| 神辺出張所 | 板谷 浩司 | 農業振興課 | 吉森 五王太 |
| 以上 8 名 | | | |

1 1 議事内容
午前 1 0 時 0 0 分

事務局長	ただい まから、2 0 2 4 年（令和 6 年）第 6 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。 — 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。 委員総数 1 5 名のうち、出席委員 1 5 名、委員の全員が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第 1 0 条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 1 番 佐藤真子（さとう しんこ）委員と 議席番号 8 番 石井洋子（いしい ようこ）委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2 0 2 4 年（令和 6 年）第 6 回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）1 ページ 1 番について、取り下げ。 次に、9 ページ 6 番について、施設欄「露天駐車場及び物置 1 棟」を「露天駐車場及び農業用倉庫 1 棟」に訂正、続く施設面積欄「2 6 . 8 9」を「2 8 . 7 0」に訂正。 次に、1 1 ページ 1 5 番について、地番 885-2 の現況地目欄「休耕」を「水路」に訂正、続く施設欄「進入路の拡張」を「進入路の拡張及

事務局 (つづき)	び水路」に訂正となっています。 説明は以上です。
議 長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、5月24日の午前9時10分からの現地調査に続き、午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員7名 全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号2件、合計4件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番と3番について報告します。 2番は、北本庄の受人が、御幸町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。 3番は、川口町の受人が、新涯町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、5月27日の午前11時15分からの現地調査に続き、午後4時5分から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中、全員の出席により、議案第1号8件、議案第2号2件、議案第3号2件、議案第4号6件、合計18件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から11番について報告します。 4番は、川口町の受人が、箕島町の渡人から申請地を賃貸借権の設定をし

委 員 4 番 野田 (つづき)	て借受け、経営規模を拡大するものです。 5 番は、御門町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を使用貸借権の設定をして借受け、経営規模を拡大するものです。 6 番は、山手町の受人が、草戸町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 7 番は、東深津町の受人が、京都府向日市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 8 番は、沼隈町の受人が、岡山県井原市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 9 番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 10 番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 11 番は、内海町の受人が、大阪府枚方市の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、5月27日、午前9時から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員全員の出席により、議案第1号8件、議案第3号1件、議案第4号2件、合計11件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の12番から19番について報告します。 12番と13番は関連案件です。さらに、令和3年第11回総会議案第3号の11番から14番と関連しています。令和3年に5条許可した土地の中に、土地交換を条件とした土地があったのですが、公用廃止などが必要だったことにより遅れてしまい、今回の申請になったものです。申請の内容は、

委 員 7 番 小林 (つづき)	神村町の受人が、1 2 番で神村町の渡人から、1 3 番で北吉津町の法人から、それぞれ譲り受け、経営規模を拡大し、野菜や果樹を栽培する計画です。1 3 番の土地は、事業に伴って既存の水路を付け替えたため、不要となった元の水路を公用廃止した土地ですが、地目が田で登記されていたため、農地法第 3 条の許可対象となったものです。 1 4 番は、南松永町二丁目の受人が、利用権設定で借り受けて耕作している土地の所有権を、神村町の渡人から取得するものです。 1 5 番と 1 6 番は関連案件です。神村町の受人が、1 5 番と 1 6 番で本郷町の渡人 2 人から譲り受け、経営規模を拡大し、野菜や果樹を栽培する計画です。 1 7 番は、柳津町の受人が、同町の渡人から譲り受け、経営規模を拡大し、苗を育成する計画です。 1 8 番は、柳津町の受人が、同町の渡人から譲り受け、経営規模を拡大し、野菜や果樹を栽培する計画です。 1 9 番は、尾道市の受人が、金江町の渡人から譲り受け、経営規模を拡大し、野菜や果樹を栽培する計画です。 いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	それでは、北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、5 月 2 7 日の午前 1 2 時 0 0 分から関係者により、現地調査を行い、午後 4 時 3 0 分から北部支所 3 階の 3 0 2 会議室で協議会を開催しました。 委員 1 3 名中 1 3 名の出席により、議案第 1 号 8 件、議案第 3 号 8 件、議案第 4 号 1 件、の合計 1 7 件について審議いたしました。 それでは、 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 4 ページ 2 0 番から 6 ページ 2 7 番について報告します。 2 0 番は、芦田町の兄である受人が同町の妹から申請地を贈与により譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。

委 員 10番 安原 (つづき)	21番から23番は、東京都青梅市の農地所有適格法人がそれぞれの渡人から申請地を譲り受け、中国電力株式会社が設置する営農型太陽光発電パネルの下で榊や密を栽培し、全国的に経営規模を拡大するものです。事業説明会は5月27日の協議会で行いました。問題ないと思われます。 24番は、芦田町の受人が埼玉県熊谷市の渡人から申請地と議案第3号6番の農地及び福田2299番の土地建物を取得し、申請地では果樹や野菜を栽培し経営規模を拡大するものです。 25番は、加茂町の受人が自宅前の申請地を山手町六丁目の渡人から譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 26番は、駅家町江良の受人が岡山市北区の渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し経営規模を拡大するものです。 27番は、新市町の受人が同町の渡人から申請地を贈与により譲り受け、季節野菜を栽培し経営規模を拡大するものです。 いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 13番 山本	神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、5月27日、午前10時5分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号1件、議案第3号2件の合計7件について、審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ28番から31番について報告します。 28番は、申請地の川南の田1、164㎡について、川南の渡人から、御幸町大字中津原の受人が譲り受けて、水稻を耕作し農業の規模拡大を図るものです。 29番は、申請地の西中条の田2、570㎡について、西中条の渡人から、同地区の受人が期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて、水稻の耕作をして新規就農をするものです。 30番は、申請地の東中条の畑1、250㎡について、東中条の渡人から、

委 員 1 3 番 山本 (つづき)	同地区の受人が譲り受けて、季節野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。 3 1 番は、申請地の下竹田の畑 2 筆計 9 1 4 m²について、下竹田の渡人から、受人である同地区の子が生前贈与により譲り受けて、季節野菜の栽培をして経営規模の拡大を図るものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 1 号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番と 2 番について報告します。 1 番は、木之庄町の申請人が、申請地を道路と貸露天駐車場として整備するものです。場所は、福山特別支援学校の南東、約 3 0 0 メートルです。申請地は既に転用されており、顛末書の添付があります。 2 番は、赤坂町の申請人が、申請地に屋根付き露天駐車場を整備するものです。場所は、赤坂小学校の南東、約 6 0 0 メートルです。申請地は既に転用されており、顛末書の添付があります。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 3 番 山本	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」7 ページ 3 番について報告します。 3 番は、下御領の申請人が所有する下御領の田 1 筆 4 3 3 m²について、農家住宅を建築するものです。場所は、井原線御領駅から、南へ約 6 0 0 メートルのところ です。 現地調査を行いました が、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 2 号の全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件

事務局 (つづき)	を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 また、議案第２号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第２号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 １ 番 佐 藤	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」の１番と２番について報告します。 １番は、坪生町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅１棟を建築するものです。 場所は、坪生小学校の北東、約１．７キロメートルです。 ２番は、東京都中央区の法人が、千田町の渡人から申請地を譲り受け、貸露天駐車場として整備するものです。 場所は、千田小学校の東、約１．５キロメートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 3 番と 4 番について報告します。 3 番は、芦田町にある法人の受人が、手城町の渡人から申請地を譲り受け、工場の庭敷として法面を整備するものです。場所は、至誠中学校の西、約 4 0 0 メートルです。 4 番は、内海町にある法人の受人が、同町の渡人から申請地を賃借権の設定をして借受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、旧 内浦小学校の南東、約 1 1 0 0 メートルです。 申請地は既に転用されており、顛末書の添付があります。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、5 番について報告します。 5 番は、柳津町の受人が、東京都板橋区の渡人から譲り受けて、露天駐車場及び進入路を設置するものです。場所は、浜池から、南東へ約 3 0 0 メートルのところ です。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。 以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 9 ページ 6 番から 1 1 ページ 1 3 番について報告します。 6 番は追認許可案件です。受人は申請地と議案第 1 号 2 4 番の農地と福田 2 2 9 9 番の土地建物を譲り受けます。申請地では、露天駐車場と農業用倉

委員 10番 安原 (つづき)	庫を配置するものです。なお、現地は既に転用されているため、顛末書を受けています。 場所は福相小学校の南200メートルの所です。 7番から10ページ11番は岡山市南区の法人が送電用鉄塔の建て替え工事のため、各申請地を賃借し、7番で作業用地、8番から10番で仮設道路、また11番で索道設置のための運搬基地に来年6月30日まで一時転用するものです。 場所は富谷池の東500メートルから1、200メートルの範囲です。 11ページ12番は、大阪市中央区の再生可能エネルギー発電事業者が、駅家町の渡人から申請地を譲り受け、176枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。 場所は法成寺のふたば保育所のはす向かいです。 11ページ13番は追認許可案件です。現在、申請地の表土を50cm程度削って申請地の中央部に1m以上の盛土を行っています。計画では防水用のゴムシートを底敷きにし、その上に今の盛土を敷き均し、養魚池にする計画でしたが、農業委員会北部出張所の指導により、施工は中断されています。この度の申請は、施工計画を変更し、防水用のゴムシートは畦畔のみに敷設され、畦畔の補強用に使用されます。中央部の盛土は、畦畔の補強と圃場の底面に敷き戻され、その後、鯉の養魚池として3年間の一時転用を行う計画です。なお、現場は工事に着手しているため、顛末書の提出を受けています。 場所は網引小学校の東350メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	神辺区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」11ページ14番と15番について報告します。 14番と15番は関連案件です。 14番は、申請地の道上の田及び畑6筆計68.26㎡について、道上の渡人から、北吉津町の法人が譲り受けて、隣接する分譲地への進入路の拡張

委 員 1 3 番 山本 (つづき)	及び水路として利用するものです。場所は、JR 道上駅から、北へ約 2 5 0 メートルのところではす。 1 5 番は、申請地の道上の田 4 筆計 7 2 . 4 3 m²について、大阪府東大阪市の渡人から、北吉津町の法人が譲り受けて、隣接する分譲地への進入路の拡張及び水路として利用するものです。場所は、JR 道上駅から、北へ約 2 5 0 メートルのところではす。 現地調査を行いました、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 3 号の「1 4 番」「1 5 番」は、いずれも J R 福塩線道上駅からおおむね 3 0 0 メートル以内に存在するため、第 3 種農地として判断されます。 その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 また、議案第 3 号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 3 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第３号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第４号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野 田	議案第４号「非農地証明について」の１番から６番について報告します。 １番は、沼隈町の申請人が、平成１２年１月より、耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、常石ともに学園の西、約５００メートルです。 ２番は、横浜市中区の申請人が、昭和４６年より耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。 場所は、能登原交流館の東、約８００メートルです。 ３番は、熊野町の申請人が、平成２２年以前より耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。 場所は、熊野小学校の南東、約７００メートルです。 ４番は、田尻町の申請人が昭和４５年頃より、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、高島小学校の北西、約５００メートルと、同じく高島小学校の北東、約８００メートルです。 ５番は、草戸町の申請人が令和元年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。 場所は、高島小学校の南西、約７００メートルです。 ６番は、内海町の申請人が、平成１０年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。 場所は、内海支所の南東、約８００メートルです。 なお、３番から５番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	議案第 4 号「非農地証明について」の 7 番と 8 番について報告します。 7 番は、東京都板橋区の申請人が、昭和 4 9 年頃から、耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、原野となったものです。場所は、奥の惣池から、西へ約 1 0 メートルのところです。 8 番は、金江町の申請人が、昭和 4 9 年頃から、耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、藤江小学校から、北へ約 3 3 0 メートルのところではす。 なお、8 番は、農振農用地区域内の農地であります、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	それでは、議案第号「非農地証明について」の 1 2 ページ 9 番について報告します。 9 番の申請地は昭和 5 0 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して原野になっているものです。 場所は福山北特別支援学校の南です。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。

議 長 (つづき)	議案第４号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第４号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第５号「令和５年度最適化活動の点検・評価（案）について」を上程します。 事務局から説明してください。
事務局	議案第５号について説明いたします。 この取り組みは、農業委員会の運営の透明性を確保するため、全国の農業委員会で実施されているものです。 別紙「令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」（案）をご覧ください。 １ページの「Ⅰ農業委員会の状況」については、令和５年４月１日現在の農業委員会の体制と市内の農家・農地の概要が記載されています。 認定農業者などの「農業の担い手」は、１２７経営体で、耕地面積は３４７０ヘクタールです。 なお、表中に記載のある「総農家数」、「基幹的農業従事者数」等は、２０２０年の農林業センサス数値となっています。 次に２ページから５ページの「Ⅱ最適化活動の実施状況」にていてです。 まず、「１最適化活動の成果目標」の「（１）農地の集積」についてですが、２ページ中段の「③実績」をご覧ください。 令和５年度の担い手が新規集積した農地の面積は３．６ヘクタールで、担い手の市内における集積面積は２５３．７ヘクタールとなり、集積率は７．３％でした。 農地の集積については、目標の集積率の１０．３％は下回りましたが、農地利用最適化推進委員を中心に農地の利用集積に努め、一定の実績はあがりました。

事務局 (つづき)	次に「(2) 遊休農地の発生防止・解消」についてです。 遊休農地については、営農再開や保全管理により解消された農地がある一方で、新たな遊休農地も確認されています。 3 ページ上段の「③実績」をご覧ください。 遊休農地のうち、比較的荒廃程度の軽い緑区分の解消実績面積は27.4ヘクタールでした。 続いて同ページ下段の「④その他」には、令和5年度に実施した農地の利用状況調査の実施状況について記載しています。 農地の利用状況調査等については、概ね計画どおりに活動を実施しました。また、令和5年度は、タブレット端末を活用した調査を行い、積極的に遊休農地の把握に努めました。 次に3 ページ下段から4 ページ上段の「(3) 新規参入の促進」です。 新規参入については、新規参入者や借受希望者に対し、随時農地の情報提供や斡旋等を行ってきています。 4 ページ上段の「③実績」をご覧ください。 新規参入者への目標面積の7.3ヘクタールに対し、実績は6.5ヘクタールで目標達成状況は89.0パーセントとなりました。 次に、4 ページ中段から5 ページにかけての「2 最適化活動の活動目標」についてです。 目標として「推進委員等が最適化活動を行う日数」については、1人当たりの月活動日数を6日、また「活動強化月間」は集積を進める利用権設定等の受付時期を中心に年4回と定めていました。 強化月間については、目標どおりに4回実施し、この間に担い手への農地集積のために利用権設定及び中間管理事業の推進等を図りました。 また、5 ページ下段の評語についてです。 農業委員会の目標の達成状況の評語については、成果目標に対する達成状況と活動目標に対する達成状況を点数化した結果、該当する所定の評語「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。 また、「推進委員等の点検・評価結果」の評語については、成果目標に対する達成状況と委員のみなさまから報告いただいた活動記録からの1年間の活動日数実績を点数化して該当する所定の評語の集計となっています。
----------------------	--

事務局 (つづき)	「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が３人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が２人、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が３９人でした。 次の６ページには、事務の実施状況について記載されています。 「１総会、部会の開催実績」は、毎月末に総会を開催し、年間の開催は１２回でした。 次の「２農地法第３条に基づく許可事務」の処理件数は２９２件、「３農地転用に関する事務」の処理件数は１３２件でした。 また、「４違反転用への対応」については、年度末時点の違反転用面積は０．４ヘクタールで、違反転用者に対し適正な手続き等をするよう指導した結果、解消面積は０．５ヘクタールでした。説明は以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第５号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第５号は原案のとおり承認されました。
議 長	次に、議案第６号「令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を上程します。 事務局より説明してください。
事務局	議案第６号について説明します。 「令和６年度最適化活動の目標の設定等」（案）をご覧ください。 農林水産省経営局長通知の「農業委員会による最適化活動の推進等につい

事務局 (つづき)	て」により、農業委員会は、毎年度最適化活動の成果目標と活動目標を設定し、公表することとされています。 1 ページには、農業委員会の状況として、1 で令和6年4月1日現在の農業委員会の現在の体制等、2 では、市内の農家・農地等の状況を記載しています。 2 ページから3 ページをご覧ください。 成果目標として「(1) 農地の集積」、「(2) 遊休農地の解消」、「(3) 新規参入の促進」と3 つ目標を設定しています。 2 ページ上段の「(1) 農地の集積」ですが、現在、市内における担い手の集積面積は254ヘクタール、集積率は7.5パーセントとなっています。 本市では、令和12年度までに28パーセントにする長期目標があり、その達成のためには令和6年度に97ヘクタールの新規集積が必要となります。 次に「(2) 遊休農地の解消」について、現況の1号遊休農地は176ヘクタールとなっており、内、比較的荒廃程度の軽い緑区分が124ヘクタール、重い黄色区分が52ヘクタールです。 今年度の解消目標については、緑区分が2ヘクタール、黄色区分は地域計画を策定する中で有効的な土地利用の方法を検討するとしています。 3 ページ上段の「(3) 新規参入の促進」の令和5年度実績は126経営体で集積面積が22.6ヘクタールです。 新規参入者への権利移動面積の目標は7.1ヘクタールとしています。 これは、過去3年間の権利移動面積の平均の1割となっています。 次に3 ページ中段からの「2 最適化活動の活動目標」については、(1) の最適化活動を行う活動日数を1カ月あたり6日、強化月間は利用権設定等の受付期を当てています。 また、県が主催する新規就農相談会へ参加することを目標としています。 説明は以上です。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 6 号は原案のとおり決定します。
議 長	次に、議案第 7 号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を上程します。 担当課より説明してください。
農 業 振 興 課	失礼します。 農業振興地域 農用地区域からの除外申出の担当をしています 農業振興課の吉森です。 続いて、私の方からは、2023 年 12 月に受付を行った、農用地区域からの除外申出の内容について、説明させていただきます。 まず概要について、簡単に触れさせていただきます。 農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要が生じた場合には、あらかじめ、その農地を農用地区域から除外する必要があります。 この除外をするには 4 つの条件があります。 まず 1 つ目の条件は、 1 次の 6 つの要件を全て満たすこと です。 ① 農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと ② 地域計画の達成に支障がないこと ③ 農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと

農業 振興課 (つづき)	④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと ⑤ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと ⑥ 土地改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること 以上、6つの要件を全て満たすことが必要です。 また、その他の条件として、 2 不要不急のものでないこと 3 他法令の許可等の見込みがあること 4 本市が独自に基準を定めた事務取扱要領による「申出資格」、「面積」等の要件の全てを満たしていること 以上が農用地区域から除外するための条件となります。 今回は、年2回の申出のうち、2023年12月28日を締切りとして受付けた申出分について、農業振興地域の整備に関する法律 施行規則 第3条の2 第2項の規定により、^{しもん}諮問させていただきます。 続いて、変更内容について、申し上げます。 別にお配りした「福山 農業振興地域 整備計画の変更に係る資料」をご覧ください。 資料の1ページ 「1. 農用地利用計画変更状況」 「(1) 重要変更」をご覧ください。 各地区の件数、筆数、面積を記載しており、合計は一番下の欄にある46件、87筆、44、714.03 m²になります。 続いて、2ページ「(2) 軽微変更」について と、 3ページ「(3) 農用地区域への編入」については、該当ありません。 続いて、4ページ「2. 変更理由別件数」についてです。 こちらは理由別の内訳を記載しています。 (1) 重要変更の変更理由としては、非農地判断によるものが21件と最も多くなっています。 続いて、5ページ「福山農業振興地域整備計画変更計画（案）」についてです。このA4ヨコの表から15ページまでが、今回の重要変更に係る内容46件について記載しております。
-----------------------------	---

農業 振興課 (つづき)	16、17 ページについては、軽微変更と編入についての記載となっておりますが、今回該当はありませんでしたので、「該当なし」となっております。 本日の諮問に対する答^{しもん}申^{とうしん}をいただいた後、公告、14 日間の縦覧期間、15 日間の異議申立期間、広島県への協議等、所定の手続きを経て、農業振興地域整備計画の変更が決定されます。 私の方からの説明は以上です。
議 長	第 7 号について、これより質疑に入ります。 発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等もないようですので、採決します。 議案第 7 号について、原案に異議がない場合は、挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 7 号は、「諮問のとおり変更することに異議がない旨」を答申します。
議 長	次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の 13 ページから 20 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、25 件を事務局長専決で受理しました。 次に、21 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、22 ページから 25 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

事務局 (つづき)	4条5件、5条27件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、26ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。 次に、27ページの「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請書の承認について」です。 転用事業者がやむを得ない事情により履行期限内に工事が完了しないが、履行期限のみ延長すれば事業が完了する場合の手続きです。 2件の履行延期承認申請があり、当初計画されていた農地法第5条転用許可の完了予定日について、それぞれ延期することを承認したものです。 次に、28ページの「農地法施行規則第29条第1項第13号の規定による協議書の受理について」です。認定電気事業者が送電配電用施設や送電用電気工作物等を設置するために必要な敷地に供するため、農地を農地以外のものにする場合については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。 次に、29ページから30ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が9件ありました。 次に、31ページから32ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。尼崎税務署から1件、広島法務局福山支局から2件の照会がありました。尼崎税務署からの照会については、全20筆の内、地番133、152、153-1、156-1の4筆については、農地性があり、その他16筆については農地性がないことを確認しました。また、広島法務局福山支局からの2件の照会については農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。 専決処分及び届出等については以上です。
----------------------	---

議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。	
委 員	— 質問等なし —	
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして２０２４年（令和６年）第 ６回福山市農業委員会総会を終了します。 皆様お疲れ様でした。	
事務局長	委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 以上を持ちまして総会を終了します。 委員の皆様には、気をつけてお帰りください。	

午前１０時５５分閉会